

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年〇月〇日より外国人研修・技能実習制度に基づく技能実習生として、社長〇（以下「社長」という。）に雇用され、平成〇年〇月まで縫製の作業に従事していたが、社長からの叱責及び暴力により精神的負担を感じ、〇医院を受診し「ストレス障害等」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したのものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

精神障害は、社長によるパワーハラスメントに起因するものであるにもかかわらず、発症時期の特定が困難で、かつ「強度」の心理的負荷となる出来事存在が認められないために不支給とした監督署長の処分の取消しを求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

精神障害が発症した時期の特定が困難であり、客観的に精神障害を発症させるおそれのある、業務による強い心理的負荷が認められないことから業務外とした。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害、F51 不眠症、F51.5 悪夢」を発症している。（発症日不明）

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 社長から叱責や暴言があった旨を請求人は述べているが、社長は日頃より大声を出し「アホ」「バカ」といった言葉を口癖にしていたのは事実と思われるが、強い心理的負荷を受けたと陳述する労働者は存在しないことから、これらの言動が一般に強い心理的負荷を与えるものであったとまでは認められない。
- ・ 社長から暴力があった旨を請求人は述べているが、請求人に対して暴力を振るっているところを見た者はなく、社長の言動（暴力）により恐怖感を感じた労働者は請求人以外には存在が確認されていないことから、請求人に強い心理的負荷を与えていたとまでは認められない。

(3) 結論

以上から、請求人に発症した精神障害が明らかでなく、また、発症の原因として社長の言動による強い心理的負荷は否定できないものの、業務以外からのストレスによる心理的負荷も否定できないことから、本件精神障害については、業務との相当因果関係を認めることは困難であって、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。